

思いやり医療 Vol.8

在宅で利用できるサービス



介護保険で受けられる在宅サービスには以下のような種類があります。

★要支援1・2の方のサービス名には「介護予防」という言葉が入ります。

(介護予防) 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事などの身体介護や、調理、掃除、洗濯などの生活援助を行います。

(介護予防) 訪問入浴介護

看護師・介護士が訪問して、移動入浴車などで入浴介助を行います。

(介護予防) 訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問して、主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行います。

(介護予防) 訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士は訪問して訪問リハビリテーション計画のもとリハビリテーションを行います。

(介護予防)通所介護(デイサービス)

日帰り介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。

(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排泄など日常生活の世話や機能訓練が受けられます。

(介護予防) 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保険施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理のもとで看護、介護機能訓練、日常生活上の世話が受けられます。



思いやり医療 Vol.8

在宅で利用できるサービス



介護保険で受けられる在宅サービスには以下のような種類があります。
★要支援1・2の方のサービス名には「介護予防」という言葉が入ります。

(介護予防) 福祉用具貸与

車椅子 車椅子付属品
特別寝台 特別寝台付属品
床ずれ予防用具
体位変換器
手すり スロープ(工事をとみなわないもの)
歩行器 歩行補助杖
認知症老人徘徊感知機器
移動用リフト(つり具を除く)



※要支援1・2及び要介護1の人には、車椅子(付属品含む)、特別寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトは原則として保険の対象とはなりません。

特定福祉用具購入

要介護状態区分にかかわらず、年間10万円を上限に下記購入費を支給します。
腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分

居宅介護住宅改修

要介護状態区分にかかわらず現住居について20万円を限度とし利用者がその1割を負担します。
手すりの取り付け
段差の解消
滑りの防止等のための床材の変更 など
上記の改修にともなって必要となる工事

※詳細をお聞きになりたい方は、
1階32番の医療・福祉総合相談窓口相談員または2階21番の入退院支援看護師までお問い合わせください。

